

第4章 災害廃棄物処理計画の見直しと発災後の処理方針等の策定

1. 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画は、訓練や研修、先進的な知見を通じて改善が必要とされる組織体制、仮置場の状況等の事項について適宜更新する。

2. 災害廃棄物処理方針の策定

初動期は、本計画に基づき対応を進めるが、発災から概ね72時間までに災害廃棄物処理の基本的な考え方をまとめた災害廃棄物処理方針を実際の被災状況を勘案し、必要に応じて策定する。災害廃棄物処理方針に定める事項は以下のとおりである。

<災害廃棄物処理方針の記載事項（例）>

- 1 処理方針
- 2 本区の被害状況
- 3 予想される処理対象の被災廃棄物と災害廃棄物、事業系一般廃棄物の量
- 4 処理の考え方

①	処理の優先順位	⑦	分別方法
②	一次仮置場の早期開設と搬入	⑧	処理業者の選定
③	処理期間	⑨	搬出先
④	区内処理・広域処理の検討	⑩	環境対策、安全対策
⑤	運搬手段	⑪	経費の節減
⑥	再資源化	⑫	対策本部との連携

3. 災害廃棄物処理実行計画の策定

本区の災害廃棄物処理方針を策定した後、発災から概ね2週間までに実際の被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量などの具体的な対応策等をまとめた実行計画を必要に応じて策定する。

災害廃棄物処理実行計画の策定において、処理の目標を設定する際は、被害状況、災害時の廃棄物の種類や量、過去の事例を参照し、目標を設定するほか、損壊家屋の撤去等から処理・処分、再生利用までの工程ごとに対応期間の目標を設定する。

<災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例）>

Ⅰ 計画の 基本的 事項	計画の目的	「区内で発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的にする。」等を記載する。
	計画の位置付け	「非常災害発生後、区は本計画に基づき初動対応を実施する。その後、災害の規模、被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた『台東区災害廃棄物処理実行計画』を策定する」等を記載する。
	役割分担	区、清掃一組、清掃協議会、都等の役割
	基本方針	「災害廃棄物処理の方針」を記載する。
	被災状況及び処理見込み量	①被災状況 被災の経緯、被災区域、被害棟数（建物種別、被災区分別）等 ②処理見込み量 災害廃棄物の種類別の推計量等
	分別及び処理方法	①被災現場からの搬出先 災害廃棄物の被災現場から一次仮置場への搬出について ②一次仮置場での処理方法 分別基準に基づいた品目別の選別方法
	処理期間	計画策定以降、災害廃棄物の処理が完了するまでの期間
Ⅱ 処理 計画	集積計画	一次仮置場の名称、所在地、面積、災害廃棄物等の種類、状況等の一覧、一次仮置場位置図など
	運搬計画	「一次仮置場、二次仮置場及び処理施設等への災害がれき、片付けごみの運搬は、廃棄物処理法施行令第3条に規定する収集・運搬の基準を満たす方法によって行う。」等を記載する。
	作業計画	収集・運搬の対象物、運搬先、計量、運行管理の方法等
Ⅲ 実施 スケ ジュール	組織体制、計画策定、道路啓開、倒壊建物撤去、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場、災害廃棄物処理等のスケジュール	

図 4-1 台東区災害廃棄物処理計画等の見直し等

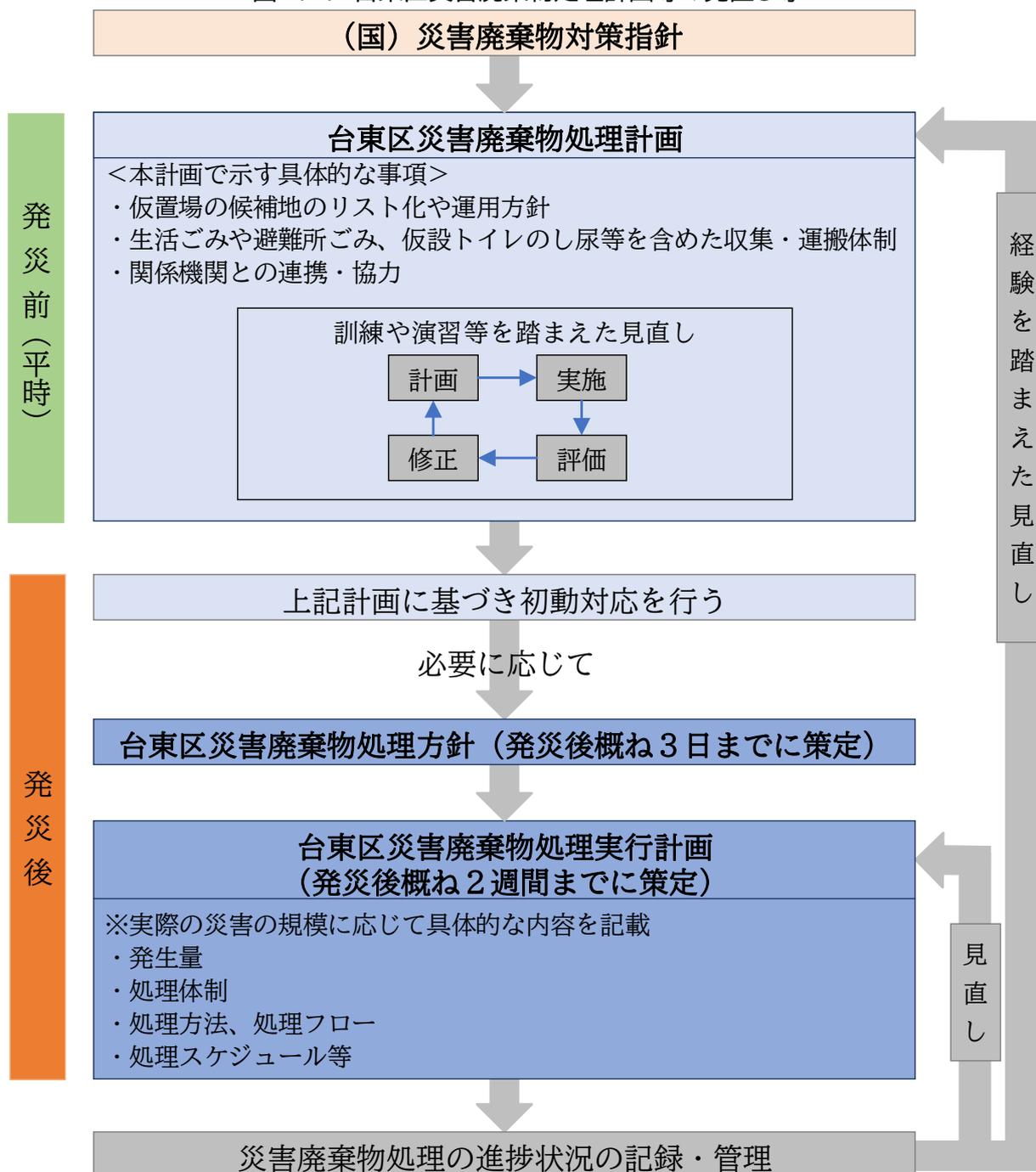


表 4-1 計画策定の概要

計画の種類	策定期期	概要	見直し
災害廃棄物処理計画	発災前 (平時)	災害廃棄物に係る基本的な考え方や対応策を定めた計画。初動対応は本計画に基づき行う。	組織体制や仮置場候補地の状況等を最新情報に適宜更新する。
災害廃棄物処理実行計画	発災後	実際の被害状況に応じて、災害廃棄物の具体的な収集・運搬方法やスケジュールを示した実行計画	被害状況や災害廃棄物の発生状況、処理施設の稼働状況等の最新情報や収集・運搬の進捗に応じて随時見直す。

